

秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園の管理に関する年度協定書  
(案)

秦野市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇年〇月〇日に、秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

(協定の期間)

第2条 本協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(令和4年度の業務内容)

第3条 甲及び乙は、令和4年度の本業務の内容について、令和4年度事業計画書に定めるとおりであることを確認する。

(令和4年度の指定管理料)

第4条 甲は、令和4年度の指定管理料として、金〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を乙に支払うものとする。

2 前項の指定管理料は、前金払いにより年4回に分けて支払うものとし、支払期別及び支払金額は次に掲げるとおりとする。

支払期別	支払金額
4月	〇〇円
7月	〇〇円
10月	〇〇円
1月	〇〇円

3 甲は、前項の規定による適正な支払の請求があったときは、その日から起

算して30日以内に指定管理料を乙に支払うものとする。

- 4 乙は、甲の責に帰する理由により前項の規定による指定管理料の支払が遅れた場合には、遅延した日数に応じて指定管理料に対し、本協定締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を甲に請求することができる。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲と乙の協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和○年○月○日

甲 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号  
秦野市長 ○ ○ ○ ○

乙 □□○○×丁目×番×号  
○○××××  
□□□□ ○ ○ ○ ○